

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

常滑市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 常滑市

(1) 現況

本地域は、土地改良事業により整備された優良農地が広がり、水稻を中心とした農業に加え、花きやイチゴ、イチジクなどのハウス栽培も盛んである。

また、コミュニティー等の非農家団体と連携して、清掃活動や桜、菜の花といった景観作物を植栽し、地域ぐるみで農村環境の向上に努めている。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足等により遊休農地の発生が懸念されている。

このような状況を踏まえ、農地の集積による営農集団への委託や大型機械化、さらには地域住民参加による農業用施設の保安全管理により、農業者の負担を軽減して遊休農地化しやすい農地の委託を推進する必要がある。

また、生物多様性の保全や環境保全に対する市民意識の高まりを活かし、多面的機能を持つ農業の重要性について広く啓発し、市民参加型の環境保全活動の促進や、環境負荷の軽減に配慮した農業の普及に取り組む必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進するよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	常滑市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取り組みの円滑な実施を図ることとする。